

## 令和6（2024）年度第1回みよし市環境審議会 次第

日時 令和6（2024）年10月11日（金）  
午前10時30分から午前11時30分まで  
場所 市役所庁舎3階 研修室4，5

- 1 委嘱状交付  
令和6（2024）年度みよし市環境審議会委員名簿（資料No.1）・・・P1
- 2 挨拶
- 3 議事（10:43～11:25）  
第2次みよし市環境基本計画に係る取組指標の推進状況調査の結果について  
（資料No.2）・・・・・・・・・・・・・P9
- 4 その他  
次回環境審議会開催予定  
令和7（2025）年3月頃

---

### タイムスケジュール等

項目	詳細等	時間
1 委嘱状交付	代表受領にて委嘱状を交付	10:30～10:37
2 あいさつ	市長あいさつ	10:37～10:40
3 議事	第2次みよし市基本計画における進捗状況結果についての概要説明及び結果に対する事前質問、追加質問等について回答	10:40～11:25
4 その他	次回日程案内その他連絡事項	11:25～11:30

## 令和6（2024）年度みよし市環境審議会委員名簿

任期：令和8（2026）年3月31日まで

役職	氏名	摘要	備考
委員	しばもと のぶゆき 柴本 信之	みよし市環境美化推進協議会 会長	
委員	くぬぎ ゆきこ 功刀 由紀子	愛知大学 名誉教授	
委員	おかもと しんいちろう 岡本 信一郎	みよし市校長会代表 北中学校校長	
委員	おかもと きよのり 岡本 清則	みよし市区長会代表 明知上区長	新
委員	たけむら つとむ 竹村 勉	みよし市工業経済会 副会長	
委員	かとう てつじ 加藤 哲司	みよし商工会 会長	新
委員	ながはま やよい 長濱 弥生	トヨタ自動車株式会社 プラント・環境技術部 生産環境室 室長	
委員	わたや けんいち 綿谷 賢一	イオンリテール株式会社 イオン三好ショッピングセンター ゼネラルマネージャー	新
委員	わたなべ だい 渡邊 大	トヨタ生活協同組合 総務人事部 総務・広報・組合員サービス 室 室長	新
委員	ののやま きよし 野々山 清	JAあいち豊田 総務部参与	

# ○みよし市環境基本条例

平成14年3月25日

条例第4号

## 目次

### 前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 基本的施策（第8条—第11条）

第3章 環境基本計画（第12条・第13条）

第4章 環境の保全に関する施策等（第14条—第24条）

第5章 みよし市環境審議会（第25条—第33条）

### 附則

私たちのまち、みよし市は、先人たちの努力により守られてきた豊かな自然の恵みを受け、良好な環境の下に発展を続けてきた。

しかしながら、今日の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動のあり方や物質的な豊かさと生活の利便を求める営みは、大量の資源やエネルギーを消費し、様々な形で環境への負荷をもたらすこととなり、身近な自然の減少や、都市・生活型公害といった地域の環境問題にとどまらず、オゾン層の破壊、地球温暖化、海洋汚染などに象徴されるような、人類の存続の基盤である地球環境にまで影響を及ぼしてきている。

すべての市民は、良好な環境の下に健康で文化的な生活を営む権利を有し、このかけがえのないみどり豊かな環境を保全し、将来の世代の市民に継承する責務を負っている。

私たちは、みどり豊かな環境を創造し、保全するため、市、市民、行政区が主体となる地域（以下「地域」という。）及び事業者の各々の責務を明確化し、互いに協働して環境への負荷の低減に努めるとともに、循環型社会を構築し、人と自然が共生することのできる、ふれあいのまち三好を実現していくことを決意し、ここに、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造（以下「環境の保全」という。）について、市、市民、地域及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民の快適かつ健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、市民が快適かつ健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これが将来の世代に継承されるよう適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動が、市、市民、地域及び事業者それぞれの役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、持続的に発展することが可能な社会が構築されることを旨として行われなければならない。
- 3 地球環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市の区域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な環境の保全に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、自らの施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が

実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(地域の責務)

第6条 地域は、その地域活動において、自然環境の保全及び公害の防止に係る啓発に努めるほか、環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、地域は、環境の保全に関する地域活動を積極的に取り組むとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工、販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料等を利用するように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減及び環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

## 第2章 基本的施策

(自然環境の保全)

第8条 市は、動植物の生育環境、生態系等に配慮することにより、山林、原野、農地、河川、溜池等における多様な自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講ずるものとする。

(生活環境の保全)

第9条 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全のため、公害の防止等に関して必要な措置を講ずるものとする。

(快適な環境の確保)

第10条 市は、都市景観及び公園の整備、歴史的文化的遺産の保全等を図ることにより、快適な環境を確保するため、必要な措置を講ずるものとする。

(地球環境の保全)

第11条 市は、地球環境の保全に貢献する施策を積極的に推進するものとする。

## 第3章 環境基本計画

(環境基本計画の策定)

第12条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、みよし市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する目標

(2) 環境の保全に関する施策の基本的方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、みよし市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画の実施に当たっての措置及び整合)

第13条 市は、環境基本計画の実施に当たっては、その効果的な推進及び総合的な調整を行うものとする。

2 市は、自らの施策を策定し、又は実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るように努めるものとする。

#### 第4章 環境の保全に関する施策等

(規制の措置)

第14条 市は、環境の保全上の支障を防止するために、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(経済的措置)

第15条 市は、市民、地域又は事業者が自らの活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、特に必要があると認めるときは、適正な経済的な助成を行うための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、環境の保全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全に資する施設の整備)

第16条 市は、下水道、廃棄物の処理施設、公園、緑地その他の環境の保全に資する公共的施設の整備事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進等)

第17条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民、地域及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの合理的かつ効率的な利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育の充実及び環境学習の促進)

第18条 市は、市民、地域及び事業者が環境の保全に関する関心と理解を深め、又はこれらのもによる環境の保全に関する活動の促進に資するため、環境教育を充実し、及び環境学習が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究等)

第19条 市は、環境の保全に関する情報の収集に努めるとともに、環境の保全に関する調査及び研究並びにそれらの成果の普及に努めるものとする。

(事業等に係る環境影響への配慮)

第20条 市は、事業者が、土地の形状の変更を伴う事業を実施するに当たり、その事業に係る環境への影響について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供及び市民等の意見の反映)

第21条 市は、環境の状況その他の環境の保全に関する情報を適切に提供するとともに、環境の保全に関する施策に市民、地域及び事業者の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(自主的活動の促進)

第22条 市は、市民、地域及び事業者が自主的に行う再生資源の回収活動、環境美化活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(国及び他の地方公共団体等との協力)

第23条 市は、環境の保全を図るための広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めるものとする。

(報告書の作成及び公表)

第24条 市長は、環境の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について、年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

## 第5章 みよし市環境審議会

(設置)

第25条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、みよし市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第26条 審議会は、市長の諮問に応じて、環境の保全、環境美化及び環境衛生に関し必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第27条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体の役職員
- (3) 市民を代表する者
- (4) 事業者を代表する者

(会長等)

第28条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(委員)

第29条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第30条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第31条 会長は必要と認めるときは、議事に関係ある者に審議会の会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第32条 審議会の庶務は、環境担当課において処理する。

(委任)

第33条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(三好町環境審議会条例の廃止)

2 三好町環境審議会条例（平成10年三好町条例第2号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行前に策定し、公表された環境基本計画は、第12条の規定により策定し、公表されたものとみなす。

## 第2次みよし市環境基本計画に係る取組指標の推進状況調査の結果について

### 1 第2次みよし市環境基本計画

近年の環境を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、環境分野における新たな方向性や目標等を設定し、具体的な施策の展開により、環境分野の取組を総合的かつ計画的に推進するため、令和3（2021）年3月に「第2次みよし市環境基本計画」を策定した。

本計画では、将来像として「循環・共生する 持続可能な ずっと住みたいまち」を掲げ、本市の地域資源を最大限活用しながら、地域間の特性に応じた資源を支え合い、共生することにより、環境・経済・社会が総合的に循環し、地域の活力が最大限に発揮される持続可能なまちを、市民の皆さまや事業所の方々などと一緒に築いていくことを目標としている。

### 2 施策分野（第2次みよし市環境基本計画書 P48 参照）

- (1) 脱炭素のまちづくり
- (2) 自然共生のまちづくり
- (3) 循環型のまちづくり
- (4) 安全・安心のまちづくり
- (5) 協働による環境行動のまちづくり

### 3 数値目標の設定年度

- (1) 現状値・・・令和元（2019）年度（一部、集計時期により異なる場合あり。）
- (2) 中間目標値・・・令和7（2025）年度
- (3) 目標値・・・令和12（2030）年度

### 4 今回の報告内容

- (1) 進捗値・・・令和5（2023）年度
- (2) 中間目標値に向けた進捗判定及び調査担当課による判断
- (3) 調査担当課による判定の理由及び今後の予定

### 5 考察

新型コロナウイルス感染症の影響により生活様式が変更になったこともあり、各分野の施策において数値に影響がある部分が見受けられたが、全体的には成果の向上があったといえる。

また、判定が×の場合でも、定量的な判定によらないものは調査担当課に判断してもらい、中間目標や最終目標時点で達成できそうなものは○と見なすことにした。

今回の調査結果を踏まえ、中間目標である令和7（2025）年度に向けて、目標達成が可能となる実効的な改善策を検討し中間目標値及び目標値の達成を目指していきたい。

■第2次みよし市環境基本計画 取組指標進捗状況調査表

分野：1.脱炭素のまちづくり P50

◎：重複項目のため再掲

(※) 増加させていくもの・・・「進捗値」が【「現状値」+（（「中間目標値」-「現状値」）×4/6）】以上であれば「○」

(※) 減少させていくもの・・・「進捗値」が【現状値-（（「現状値」-「中間目標値」）×4/6）】以下であれば「○」

(※) 維持していくもの・・・「進捗値」が現状値と同値であれば「○」

施策	主な取組	取組内容及び概要	現状設定している取組指標	指標の定義	担当課	現状値 (R1年度末)	進捗値 (R5年度末)	判定(※) (自動計算)	調査担当課 による判断	定量的に判定できるものは「×」の理由と今後の予定、定量的な判定によらないものは調査担当課による判定の理由と今後の予定	中間目標値 (R7年度)	目標値 (R12年度)	関連計画	備考
数値目標			市域からの市民一人当たりの二酸化炭素年間排出量 (t-CO2/年・人) P51	環境省「部門別CO2排出量現況推計」の数値を当該年度4月1日時点の人口で割り返した値	ゼロカーボン推進室	16.8	13.4	○	○	コロナ禍における事業活動の縮小が排出量の減少と考えるが、本市のボリュームゾーンである産業部門のCO2排出量においては、ゼロカーボンシティ推進計画に基づく施策の実行により、継続的な排出量減少を見込んでいる。	14.6	12.6		
① 地球温暖化対策への対応  P52	P省1 5エ. 2ネ① ル. ギ1 の 推 進	① ・ゼロカーボンシティの取り組み「ゼロカーボンシティ宣言」を踏まえ、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指して、さまざまな取組を実施していきます。 P52	ゼロカーボンシティ推進に特化した計画の策定 P53		ゼロカーボン推進室	未策定	未策定		○	令和6(2024)年度において、2050年までにCO2排出量実質ゼロの実現を目指すロードマップを掲げた「みよし市ゼロカーボンシティ推進計画」を策定する予定であり、現在、学識経験者等を委員として構成する市の附属機関（みよし市ゼロカーボンシティ推進協議会）において、施策内容等の意見を聴取している。	策定	計画推進		
			電気自動車等充電設備普及への補助台数(台) P53	電気自動車等充電設備設置者へ設置費の一部を補助した台数(累計)	生活環境課	0	15	○	○	引き続き補助金による支援を継続し、目標を達成する。	5	10		
			住宅用太陽光発電システム普及への補助台数(台) P53	住宅用太陽光発電システム設置者へ設置費の一部を補助した台数(累計)	生活環境課	2,071	2,609	○	○	引き続き補助金による支援を継続し、目標を達成する。補助金に加え共同購入事業を実施し、太陽光発電設備導入を加速させる。	2,650	3,150		
	②	・省エネルギー行動の推進 燃料、熱、電気といったエネルギー消費に対する意識を高め、省エネ行動に取り組みます。 P52	家庭用エネルギー管理システム(HEMS)普及への補助台数(台) P53	家庭用エネルギー管理システム(HEMS)設置者へ設置費の一部を補助した台数(累計)	生活環境課	122	505	○	○	引き続き補助金による支援を継続し、目標を達成する。	300	450		
			燃料電池システム普及への補助台数(台) P53	燃料電池システム設置者へ設置費の一部を補助した台数(累計)	生活環境課	155	257	○	○	引き続き補助金による支援を継続し、目標を達成する。	300	400		
			家庭用蓄電システム普及への補助台数(台) P53	家庭用蓄電システム設置者へ設置費の一部を補助した台数(累計)	生活環境課	230	644	○	○	引き続き補助金による支援を継続し、目標を達成する。	550	850		
	③	・市全体での地球温暖化対策体制の構築 地球温暖化に対する情報や環境にやさしい具体的な行動内容の共有化を図り、市全体で地球温暖化防止に取り組める体制を構築します。 P52	◎ゼロカーボンシティ推進に特化した計画の策定		ゼロカーボン推進室	未策定	未策定		○	令和6(2024)年度において、2050年までにCO2排出量実質ゼロの実現を目指すロードマップを掲げた「みよし市ゼロカーボンシティ推進計画」を策定する予定であり、現在、学識経験者等を委員として構成する市の附属機関（みよし市ゼロカーボンシティ推進協議会）において、施策内容等の意見を聴取している。	策定	計画推進		
			P進再1 5生. 3可① 能. エ2 ネ ル ギ の 推	① ・再生可能エネルギーの活用 地球環境にやさしい太陽光発電などの再生可能エネルギーの活用を積極的に推進します。 P53	◎住宅用太陽光発電システム普及への補助台数(台) P53	住宅用太陽光発電システム設置者へ設置費の一部を補助した台数(累計)	生活環境課	2,071	2,609	○	○	引き続き補助金による支援を継続し、目標を達成する。補助金に加え共同購入事業を実施し、太陽光発電設備導入を加速させる。	2,650	3,150

■第2次みよし市環境基本計画 取組指標進捗状況調査表

分野：1.脱炭素のまちづくり P50

◎：重複項目のため再掲

(※) 増加させていくもの・・・「進捗値」が【「現状値」+（（「中間目標値」-「現状値」）×4/6）】以上であれば「○」

(※) 減少させていくもの・・・「進捗値」が【現状値-（（「現状値」-「中間目標値」）×4/6）】以下であれば「○」

(※) 維持していくもの・・・「進捗値」が現状値と同値であれば「○」

施策	主な取組	取組内容及び概要	現状設定している取組指標	指標の定義	担当課	現状値 (R1年度末)	進捗値 (R5年度末)	判定(※) (自動計算)	調査担当課 による判断	定量的に判定できるものは「×」の理由と今後の予定、定量的な判定によらないものは調査担当課による判定の理由と今後の予定	中間目標値 (R7年度)	目標値 (R12年度)	関連計画	備考
② 環 境 負 荷 の 少 な い 交 通 の 推 進  P 5 5	P利環1 5用境 6促に② 進や さ1 しい 自動 車	① ・低公害車の導入や利用の推進 家庭や事業所、市の公用車における 低公害車の導入や利用を推進しま す。 P56	低公害車普及への補助台数(台) P56	低公害車購入車へ購入費の一部を補 助した台数(累計)	生活環境課	2,973	3,205	○	○	引き続き補助金による支援を継続し、目標を達成する。FCト ラック等も補助対象とすることで、次世代自動車の導入を加速 させる。	3,150	3,350		
			取組指標なし (計画見直し時に指標検討)											
	Pと公1 5利共 6用交② 促進 機2 関の 整備	① ・鉄道・バスの相互連携の強化 自家用車を過度に利用しなくても移 動することのできる交通体系の実現 のために、鉄道・バスの相互連携の 強化を図っていきます。	市内公共交通全体の利用者(千人) P56	市内公共交通全体の年間利用者数	都市計画課	3,131	2,935	×	×	利用者は増えてはいるものの、新しい生活様式の確立等によ り、現状利用者数がコロナ前に戻らない見込みであるため。	3,170	3,200	みよし市地域公 共交通計画	
			さんさんバスの利用者数(千人) P56	さんさんバスの年間利用者数	都市計画課	281	350	○	○	令和4(2022)年度のさんさんバス路線再編により、利用者数が 増加した。	321	336	みよし市地域公 共交通計画	
			② ・公共交通機関の利用の促進 駅やバス停等の利便性の向上を図 り、公共交通機関の利用を促進しま す。 P56	市民を対象とした乗り方教室の実施 状況(回) P56	市民を対象とした乗り方教室の回数	都市計画課	0	3	○	○	引き続き、市内小学校や商業施設等と連携し、乗り方教室を実 施する。	3	4	みよし市地域公 共交通計画

■第2次みよし市環境基本計画 取組指標進捗状況調査表

分野：2.自然共生のまちづくり P60

◎：重複項目のため再掲

(※) 増加させていくもの・・・「進捗値」が【「現状値」+((「中間目標値」-「現状値」)×4/6)】以上であれば「○」

(※) 減少させていくもの・・・「進捗値」が【「現状値」-((「現状値」-「中間目標値」)×4/6)】以下であれば「○」

(※) 維持していくもの・・・「進捗値」が現状値と同値であれば「○」

施策	主な取組	取組内容及び概要	現状設定している取組指標	指標の定義	担当課	現状値 (R1年度末)	進捗値 (R5年度末)	判定(※) (自動計算)	調査担当課 による判断	定量的に判定できるものは「×」の理由と今後の予定、定量的な判定によらないものは調査担当課による判定の理由と今後の予定	中間目標値 (R7年度)	目標値 (R12年度)	関連計画	備考	
		数値目標	緑被率(%) P62	公園・緑地等の面積/市域面積	都市計画課	37.2	35.8	○	○	県の土地統計年報の最新資料が掲載されていないため、昨年度の数値であるが、計画通り目標に進んでいる。	36	34			
			環境基準達成状況【大気】(%) P62	大気環境基準適合項目数/調査項目数	生活環境課	100.0	100.0	○	○	目標値達成。引き続き環境測定を実施し、経過観察を行う。	100.0	100.0			
			環境基準達成状況【河川】(%) P62	水環境基準適合項目数/調査項目数	生活環境課	86.6	91.6	○	○	目標値達成。引き続き環境測定を実施し、経過観察を行う。	90.0	95.0			
			環境基準達成状況【ため池】(%) P62	水環境基準適合項目数/調査項目数	生活環境課	88.7	90.7	○	○	目標値達成。引き続き環境測定を実施し、経過観察を行う。	90.0	95.0			
			公共施設のバリアフリー率(%) P62	バリアフリー整備済施設数/公共施設数	都市計画課	74.2	74.5	×	○	令和6(2024)~令和12(2030)年度 明知住宅バリアフリー対応予定	75	76			
① 豊かな自然の保全・再生 P64	P樹林地の保全・整備	① ・市内に残る緑の保全 市内に残る鎮守の森や雑木林などのまとまった緑を保全します。 P64	緑化指定面積 面積(m <sup>2</sup> ) P65	市内に残る鎮守の森、里山の保全面積	公園緑地課	49,000	49,000	○	○		49,000	49,000			
			緑化指定面積 箇所数(箇所) P65		公園緑地課	17	17	○	○		17	17			
		② ・生態系の保全 身近な動植物の生息環境の保全に取り組めます。特に、人々の暮らしの中で手入れされることによって多様な生物を育ててきた里山の自然を守ります。 P65	里山で活動する組織(組織) P65	鎮守の森、里山を活用・保全する組織数	公園緑地課	15	15	○	○		15	15			
			自然観察会、水生生物調査の参加者数 P65	みよし市自然観察会、水生生物調査における一般参加者の人数(累計)	生活環境課	90	342	×	×	参加者数は前年から増加しているものの、R2,R3年度のコロナ禍によるイベント中止により、累計値は目標よりも低い結果となった。今後は開催時期及び内容の検討をしながら参加者数増加を図る。	500	1,000			
		P水辺環境の保全・整備	① ・水辺の生き物の生育環境の保全 三好池や境川等の水辺環境を保全・整備し、生き物の生息環境として確保します。 P64	◎自然観察会、水生生物調査の参加者数 P65	みよし市自然観察会、水生生物調査における一般参加者の人数(累計)	生活環境課	90	342	×	×	参加者数は前年から増加しているものの、R2,R3年度のコロナ禍によるイベント中止により、累計値は目標よりも低い結果となった。今後は開催時期及び内容の検討をしながら参加者数増加を図る。	500	1,000		
				② ・河川やため池の環境整備 市民が水辺に親しむことのできる自然豊かな河川やため池の環境づくりに取り組めます。 P64	多自然型河川の整備率(%) P65	多自然型河川改修済延長/計画延長	道路河川課	58	64.0	×	○	R2(2020)~5(2023)年度は橋梁整備の延長が短かったため、進捗値は低い数値となっている。中間目標値に向け、計画どおりに事業は進行している。	69	77	
	③ ・良好な水辺環境の創出 河川やため池の清掃活動などにより、良好な水辺環境を創出します。 P64		耐震化を行ったため池の数(箇所) P65	耐震化を行ったため池の数(累計)	産業振興課(分室)	1	3	○	○	現在、R7の目標値に向けて事業を進めている。 R5からR7に毎年1箇所ずつ増加する予定である。	4	7			
			取組指標なし (計画見直し時に指標検討)												
	P生き物にやさしい農地形成	① ・環境保全型農業の推進 農業や化学肥料の使用を控え、生き物にやさしい環境保全型農業を推進します。 P65	取組指標なし (計画見直し時に指標検討)												
			② ・市民と農のふれあい推進 市民農園や体験農園などにより農地を有効活用し、市民が農とふれあうことのできる環境づくりを推進します。 P65	緑と花のセンターの貸し農園利用区画数(区画) P65	緑と花のセンターの貸し農園利用区画数	産業振興課(緑と花のセンター)	289	324	○	○	初期からの利用者の高齢化により利用者が減少し、若い世代の利用が増加している。新規利用者の継続的な利用のために、サービス内容の差別化等に取り組む、利用区画数増加を図る。	300	320		
				③ ・遊休農地の有効活用 遊休農地の発生を防止するとともに、既存の遊休農地については景観作物を植えるなど有効活用を図ります。 P65	遊休農地の面積(ha) P65	市内の管理されていない農地の面積	産業振興課	7	5.6	○	○	農地利用状況調査のタイミングによって実績の波はあるが、着実に遊休農地は解消できている。	5	4	

■第2次みよし市環境基本計画 取組指標進捗状況調査表

分野：2.自然共生のまちづくり P60

◎：重複項目のため再掲

(※) 増加させていくもの・・・「進捗値」が【「現状値」 + ( (「中間目標値」 - 「現状値」 ) × 4/6 )】以上であれば「○」

(※) 減少させていくもの・・・「進捗値」が【「現状値」 - ( (「現状値」 - 「中間目標値」 ) × 4/6 )】以下であれば「○」

(※) 維持していくもの・・・「進捗値」が現状値と同値であれば「○」

施策	主な取組	取組内容及び概要	現状設定している取組指標	指標の定義	担当課	現状値 (R1年度末)	進捗値 (R5年度末)	判定(※) (自動計算)	調査担当課 による判断	定量的に判定できるものは「×」の理由と今後の予定、定量的な判定によらないものは調査担当課による判定の理由と今後の予定	中間目標値 (R7年度)	目標値 (R12年度)	関連計画	備考
② 身近な緑の保全・創出 P67	P公2 6園・ 7・② 緑地1 の整備	① ・公園・緑地の整備 市民が身近に利用でき、自然とふれあうことのできる公園・緑地を整備します。 P67	市民一人当たりの都市公園面積(㎡) P68	都市公園面積/人口	公園緑地課	14.9	16.5	○	○		16	17		
			② ・公園の緑地化推進 市と市民・地域の協働により、公園の緑化を推進します。 P67	公園・緑地で活動する組織(組織) P68	街区公園を主とした地域団体数	公園緑地課	38	39	○	○		39	40	
	P各2 6施・ 7設② 緑2 の推進	① ・公共施設の緑化推進 街路樹、公共建築物の敷地内の緑化などといった公共施設の緑化を推進します。 P67	施設緑化(㎡) P68	公共施設などの緑化面積	公園緑地課	20,337	20,507	○	○		20,400	20,500		
			② ・緑化の推進 住宅や事業所などの民有地における生垣の設置や屋上・壁面緑化などを推進します。 P67	取組指標なし (計画見直し時に指標検討)	道路緑化(㎡) P68	道路植栽帯などへの緑化面積	道路河川課	2,818	2,818	×	○	令和5(2023)年度は植栽整備ができる箇所がなかったため同値となっているが、中間目標値に向け、計画どおりに事業は進行している。	2,828	2,848
③ 公害対策の推進 P69	P大2 6気・ 9汚③ の1 防 止	① ・大気汚染の防止 「大気汚染防止法」、「県民の生活環境の保全等に関する条例」を遵守し、大気汚染の防止を図ります。 P69	公害防止協定締結事業所(事業所) P70	公害防止協定の締結事業所数	生活環境課	62	62	×	×	締結事業者の増加を図るため、市内に新設される事業所を中心に個別に働きかけるなど、市側から積極的にアプローチするよう努める。	66	70		
			② ・大気汚染物質の排出抑制の推進 大気汚染物質の自主的な排出抑制を推進します。 P69	◎公害防止協定締結事業所(事業所) P70	公害防止協定の締結事業所数	生活環境課	62	62	×	×	締結事業者の増加を図るため、市内に新設される事業所を中心に個別に働きかけるなど、市側から積極的にアプローチするよう努める。	66	70	
	P止騒2 6音・ 9・③ 振・ 動2 および 悪臭の 防	① ・騒音・振動および悪臭の防止 「騒音規制法」、「振動規制法」、「悪臭防止法」、「県民の生活環境の保全等に関する条例」を遵守し、騒音・振動及び悪臭の防止を図ります。 P69	◎公害防止協定締結事業所(事業所) P70	公害防止協定の締結事業所数	生活環境課	62	62	×	×	締結事業者の増加を図るため、市内に新設される事業所を中心に個別に働きかけるなど、市側から積極的にアプローチするよう努める。	66	70		
			② ・騒音・振動および悪臭の防止にかかる取り組みの推進 騒音・振動及び悪臭の防止となる自主的な取り組みを推進します。 P69	◎公害防止協定締結事業所(事業所) P70	公害防止協定の締結事業所数	生活環境課	62	62	×	×	締結事業者の増加を図るため、市内に新設される事業所を中心に個別に働きかけるなど、市側から積極的にアプローチするよう努める。	66	70	
	P水2 7質・ 0汚③ の3 防 止	① ・水質汚濁の防止 「水質汚濁防止法」、「県民の生活環境の保全等に関する条例」を遵守し、水質汚濁の防止を図ります。 P70	◎公害防止協定締結事業所(事業所) P70	公害防止協定の締結事業所数	生活環境課	62	62	×	×	締結事業者の増加を図るため、市内に新設される事業所を中心に個別に働きかけるなど、市側から積極的にアプローチするよう努める。	66	70		
			② ・水質汚濁の防止にかかる取り組みの推進 水質汚濁の防止となる自主的な取り組みを推進します。 P70	◎公害防止協定締結事業所(事業所) P70	公害防止協定の締結事業所数	生活環境課	62	62	×	×	締結事業者の増加を図るため、市内に新設される事業所を中心に個別に働きかけるなど、市側から積極的にアプローチするよう努める。	66	70	

■第2次みよし市環境基本計画 取組指標進捗状況調査表

分野：2.自然共生のまちづくり P60

◎：重複項目のため再掲

(※) 増加させていくもの・・・「進捗値」が【「現状値」 + ( (「中間目標値」 - 「現状値」 ) × 4/6 )】以上であれば「○」

(※) 減少させていくもの・・・「進捗値」が【「現状値」 - ( (「現状値」 - 「中間目標値」 ) × 4/6 )】以下であれば「○」

(※) 維持していくもの・・・「進捗値」が現状値と同値であれば「○」

施策	主な取組	取組内容及び概要	現状設定している取組指標	指標の定義	担当課	現状値 (R1年度末)	進捗値 (R5年度末)	判定(※) (自動計算)	調査担当課 による判断	定量的に判定できるものは「×」の理由と今後の予定、定量的な判定によらないものは調査担当課による判定の理由と今後の予定	中間目標値 (R7年度)	目標値 (R12年度)	関連計画	備考
④ 快適で人にやさしい都市空間の形成 P71	P推人2 7進に. 1や④ さ. し1 い 施設 整備 の	① ・バリアフリー化の促進 駅や市役所等の公共公益施設のバリアフリー化を促進し、市民が快適で安全に利用できる人にやさしい施設整備を推進します。 P71	取組指標なし (計画見直し時に指標検討)											
		② ・道路整備の促進 歩道や自転車専用道を確保するなど、人にやさしい道路整備を促進します。 P71	歩道等設置道路整備率(%) P72	歩道付き道路の整備率(整備済延長/計画延長)	道路河川課	91	94.0	○	○		93	94		
			自転車・歩行者専用道路整備率(%) P72	自転車・歩行者専用道路の整備率(整備済延長/計画延長)	道路河川課	83	89.0	○	○		89	89		
	P美2 7し. 2い④ 都. 市2 景 観の 形成 P71	① ・地域の特性を活かした都市景観の形成 地域の特性を活かした、緑豊かな快適に暮らすことのできる都市景観を形成します。 P72	取組指標なし (計画見直し時に指標検討)											
			② ・自然を感じることでできる都市景観の形成 水と緑による連続性を確保した自然を感じることでできる都市景観を形成します。 P72	取組指標なし (計画見直し時に指標検討)										
			③ ・環境美化に関する取り組みの推進 不法投棄やポイ捨てのないまちを実現するために各地域が主体となった環境美化の取り組みを推進します。 P72	環境活動団体数(団体) P72	環境美化活動や資源ごみ回収を行う団体数	生活環境課	104	116	○	○		115	125	
	り歴2 の史. 拠④ 点文. づ化3 く資 り源 に Pよ 7る 2ま ち づ く	① ・歴史・文化資源の保存 地域に残り、地域住民に親しまれている神社仏閣や遺跡を適切に保存し、地域のまちづくりの拠点として活用します。 P72	取組指標なし (計画見直し時に指標検討)											
			② ・歴史・文化資源の活用 市民・事業者・市との協働による神社仏閣や遺跡等の歴史資源を活用したまちづくりを推進します。 P72	歴史民俗資料館利用状況(人) P72	歴史民俗資料館の年間入館者数	歴史民俗資料館	2,676	3,444	○	○		3,144	4,481	みよし市教育振興基本計画「みよし市教育プラン」
			石川家住宅利用状況(人) P72	石川家住宅の年間入館者数	歴史民俗資料館	4,523	5,800	○	○		5,030	5,761	みよし市教育振興基本計画「みよし市教育プラン」	

■第2次みよし市環境基本計画 取組指標進捗状況調査表

分野：3.循環型のまちづくり P74

◎：重複項目のため再掲

(※) 増加させていくもの・・・「進捗値」が【「現状値」+((「中間目標値」-「現状値」)×4/6)】以上であれば「○」

(※) 減少させていくもの・・・「進捗値」が【「現状値」-(「現状値」-「中間目標値」)×4/6)】以下であれば「○」

(※) 維持していくもの・・・「進捗値」が現状値と同値であれば「○」

施策	主な取組	取組内容及び概要	現状設定している取組指標	指標の定義	担当課	現状値 (R1年度末)	進捗値 (R5年度末)	判定(※) (自動計算)	調査担当課 による判断	定量的に判定できるものは「×」の理由と今後の予定、定量的な判定によらないものは調査担当課による判定の理由と今後の予定	中間目標値 (R7年度)	目標値 (R12年度)	関連計画	備考
		数値目標	1人1日当たりのごみ排出量(家庭系)(g) P75	市民1人1日当たりの家庭系ごみの排出量(年間家庭系ごみ排出量/人口・365日)	生活環境課	514	498.0	×	×	世帯人数が少なくなるほど1人当たりのごみ排出量が増加傾向にあることが環境白書にも記載されているが、本市でもR1とR5では単身世帯数が1000以上増加していることがごみ排出量の減量が進まない要因と考えられる。4Rを推進し、プラスチック資源の分別回収等、資源化の促進に取り組みごみ排出量削減を図る。	487	475	ごみ処理基本計画	R4:512.0
① 資源の循環利用の推進 P76	P進3 7み. 6の① 減. 量1 の推 進  P43 7R. 6の① 推. 進2  P76	① ・ごみ減量の推進 ごみの減量化を目指して家庭・事業所からのごみの排出ゼロを目指します。 P76	◎1人1日当たりのごみ排出量(家庭系)(g) P75	市民1人1日当たりの家庭系ごみの排出量(年間家庭系ごみ排出量/人口・365日)	生活環境課	514	498.0	×	×	世帯人数が少なくなるほど1人当たりのごみ排出量が増加傾向にあることが環境白書にも記載されているが、本市でもR1とR5では単身世帯数が1000以上増加していることがごみ排出量の減量が進まない要因と考えられる。4Rを推進し、プラスチック資源の分別回収等、資源化の促進に取り組みごみ排出量削減を図る。	487	475	ごみ処理基本計画	
		① ・リデュースの推進 ごみになるものは買う量・使用量を減らす(リデュース)取り組みを推進します。 P76	生ごみ処理機および生ごみ堆肥化容器購入への補助台数(台) P78	生ごみ処理機及び生ごみ堆肥化容器購入者へ購入費の一部を補助した台数(累計)	生活環境課	3,457	3,580	○	○	引き続き補助金による支援を継続し、目標を達成する。	3,625	3,765		
		② ・リフューズの推進 不要なものは受け取らない(リフューズ)取り組みを推進します。 P76	◎1人1日当たりのごみ排出量(家庭系)(g) P75	市民1人1日当たりの家庭系ごみの排出量(年間家庭系ごみ排出量/人口・365日)	生活環境課	514	498.0	×	×	世帯人数が少なくなるほど1人当たりのごみ排出量が増加傾向にあることが環境白書にも記載されているが、本市でもR1とR5では単身世帯数が1000以上増加していることがごみ排出量の減量が進まない要因と考えられる。4Rを推進し、プラスチック資源の分別回収等、資源化の促進に取り組みごみ排出量削減を図る。	487	475	ごみ処理基本計画	
		③ ・リユースの推進 使用できるものは繰り返し使う(リユース)取り組みを推進します。 P76	広報紙「譲ります」「譲ってください」掲載物品数(品) P78	広報紙での「譲ります」「譲ってください」年間掲載物品数(実数)	生活環境課	39	37	×	×	リサイクルショップやフリーマーケットの市場拡大により、需要が減ってきていることが考えられる。引き続き周知を行い件数増加を図る他、事業内容の見直しも検討する。	45	50		
		④ ・リサイクルの推進 不用になったものは再資源化する(リサイクル)取り組みを推進します。 P76	リサイクル率(%) P78	年間ごみ総排出量のうち資源化された割合(総資源化量/年間ごみ排出量×100)	生活環境課	19.3	13.4	×	×	ごみと資源の分別の徹底を強化し、リサイクル率向上を図る。プラスチック資源の分別回収開始、リサイクルステーションの拡充、4Rの推進等により、リサイクルを推進する。	27.4	28.4		
		⑤ ・4Rの啓発 市民1人ひとりが「4R」を認識し、市全体でごみの減量に取り組んでいきます。 P76	◎1人1日当たりのごみ排出量(家庭系)(g) P75	市民1人1日当たりの家庭系ごみの排出量(年間家庭系ごみ排出量/人口・365日)	生活環境課	514	498.0	×	×	世帯人数が少なくなるほど1人当たりのごみ排出量が増加傾向にあることが環境白書にも記載されているが、本市でもR1とR5では単身世帯数が1000以上増加していることがごみ排出量の減量が進まない要因と考えられる。4Rを推進し、プラスチック資源の分別回収等、資源化の促進に取り組みごみ排出量削減を図る。	487	475	ごみ処理基本計画	
			◎リサイクル率(%) P78	年間ごみ総排出量のうち資源化された割合(総資源化量/年間ごみ排出量×100)	生活環境課	19.3	13.4	×	×	ごみと資源の分別の徹底を強化し、リサイクル率向上を図る。プラスチック資源の分別回収開始、リサイクルステーションの拡充、4Rの推進等により、リサイクルを推進する。	27.4	28.4		

■第2次みよし市環境基本計画 取組指標進捗状況調査表

分野：3.循環型のまちづくり P74

◎：重複項目のため再掲

(※) 増加させていくもの・・・「進捗値」が【「現状値」 + ( (「中間目標値」 - 「現状値」 ) × 4/6 )】以上であれば「○」

(※) 減少させていくもの・・・「進捗値」が【「現状値」 - ( (「現状値」 - 「中間目標値」 ) × 4/6 )】以下であれば「○」

(※) 維持していくもの・・・「進捗値」が現状値と同値であれば「○」

施策	主な取組	取組内容及び概要	現状設定している取組指標	指標の定義	担当課	現状値 (R1年度末)	進捗値 (R5年度末)	判定(※) (自動計算)	調査担当課 による判断	定量的に判定できるものは「×」の理由と今後の予定、定量的な判定によらないものは調査担当課による判定の理由と今後の予定	中間目標値 (R7年度)	目標値 (R12年度)	関連計画	備考
② 資源 の 地 域 循 環  P 7 9	P 水 3 7 の . 9 有 ② 効 . 利 1 用	① ・節水の推進 節水に対する意識を高め、限りある水を大切に する取り組みを推進します。 P79	雨水貯留タンク設置への補助台数 (台) P80	雨水貯留タンク設置者への設置費の一部を補助した台数(累計)	道路河川課	28	62	○	○		60	85		
			② ・水源地の環境保全 安全でおいしい水を確保するために、水源地の環境保全に貢献します。 P79	取組指標なし (計画見直し時に指標検討)										
	P 組 地 3 7 み 産 . 9 地 ② 消 . の 2 取 り	① ・地産地消の推進 食糧の輸送に伴う環境への負荷を低減し、資源の地域循環を促すために、地域で採れた農作物は地域で消費する地産地消の取り組みを推進します。 P79	産地施設などの店舗数(店舗) P80	産直施設および大型スーパー内産直コーナー数	産業振興課	34	34	×	×	高齢化により直売施設を閉めていることが店舗数減少の理由と考えられる。市全体で地産地消を推進し、啓発活動を行っていく。	37	40		
	学校給食センターでの利用率(%) P80		学校給食センターでの地元農産物の食材利用率(愛知県産品目数の割合)	学校給食センター	33.4	38.2	○	○		40	40	みよし市教育振興基本計画「みよし市教育プラン」第3次みよし市食育推進計画		

■第2次みよし市環境基本計画 取組指標進捗状況調査表

分野：4.安全・安心のまちづくり P82

◎：重複項目のため再掲

(※) 増加させていくもの・・・「進捗値」が【「現状値」+（（「中間目標値」-「現状値」）×4/6）】以上であれば「○」

(※) 減少させていくもの・・・「進捗値」が【現状値-（（「現状値」-「中間目標値」）×4/6）】以下であれば「○」

(※) 維持していくもの・・・「進捗値」が現状値と同値であれば「○」

施策	主な取組	取組内容及び概要	現状設定している取組指標	指標の定義	担当課	現状値 (R1年度末)	進捗値 (R5年度末)	判定(※) (自動計算)	調査担当課 による判断	定量的に判定できるものは「×」の理由と今後の予定、定量的な判定によらないものは調査担当課による判定の理由と今後の予定	中間目標値 (R7年度)	目標値 (R12年度)	関連計画	備考
		数値目標	環境基準達成状況【大気】(%) P84	大気環境基準適合項目数/調査項目数	生活環境課	100.0	100.0	○	○	目標値達成。引き続き環境測定を実施し、経過観察を行う。	100.0	100.0		
			環境基準達成状況【河川】(%) P84	水環境基準適合項目数/調査項目数	生活環境課	86.6	91.6	○	○	目標値達成。引き続き環境測定を実施し、経過観察を行う。	90.0	95.0		
			環境基準達成状況【ため池】(%) P84	水環境基準適合項目数/調査項目数	生活環境課	88.7	90.7	○	○	目標値達成。引き続き環境測定を実施し、経過観察を行う。	90.0	95.0		
			公共施設のバリアフリー率(%) P84	バリアフリー整備済施設数/公共施設数	都市計画課	74.2	74.5	×	○	令和6(2024)~令和12(2030)年度 明知住宅バリアフリー対応予定	75.0	76.0		
			市域に占める市街化区域の割合(%) P84	市街化区域面積/市域面積	都市計画課	33.8	33.9	×	○	令和8(2026)年度 福谷大沢地区市街化編入予定	34.0	34.0		
			準用河川の改修率(%) P84	改修済の準用河川延長/準用河川の総延長	道路河川課	57.0	60.0	○	○		61.0	64.0		
① 環境 汚染 の 防 止 と リ ス ク 低 減  P 8 5	P 8 5 掲 げ る 汚 染 の 防 止 (再)	4 ・大気汚染の防止 「大気汚染防止法」、「県民の生活環境の保全等に関する条例」を遵守し、大気汚染の防止を図ります。 P85	◎公害防止協定締結事業所(事業所) P86	公害防止協定の締結事業所数	生活環境課	62	62	×	×	締結事業者の増加を図るため、市内に新設される事業所を中心に個別に働きかけるなど、市側から積極的にアプローチするよう努める。	66	70		
			◎公害防止協定締結事業所(事業所) P85	公害防止協定の締結事業所数	生活環境課	62	62	×	×	締結事業者の増加を図るため、市内に新設される事業所を中心に個別に働きかけるなど、市側から積極的にアプローチするよう努める。	66	70		
	P 8 5 再 掲 げ る 振 動 お よ び 悪 臭 の 防	4 ・騒音・振動および悪臭の防止 「騒音規制法」、「振動規制法」、「悪臭防止法」、「県民の生活環境の保全等に関する条例」を遵守し、騒音・振動及び悪臭の防止を図ります。 P85	◎公害防止協定締結事業所(事業所) P86	公害防止協定の締結事業所数	生活環境課	62	62	×	×	締結事業者の増加を図るため、市内に新設される事業所を中心に個別に働きかけるなど、市側から積極的にアプローチするよう努める。	66	70		
			◎公害防止協定締結事業所(事業所) P86	公害防止協定の締結事業所数	生活環境課	62	62	×	×	締結事業者の増加を図るため、市内に新設される事業所を中心に個別に働きかけるなど、市側から積極的にアプローチするよう努める。	66	70		
	P 8 6 掲 げ る 水 質 汚 濁 の 防 止 (再)	4 ・水質汚濁の防止 「水質汚濁防止法」、「県民の生活環境の保全等に関する条例」を遵守し、水質汚濁の防止を図ります。 P86	◎公害防止協定締結事業所(事業所) P86	公害防止協定の締結事業所数	生活環境課	62	62	×	×	締結事業者の増加を図るため、市内に新設される事業所を中心に個別に働きかけるなど、市側から積極的にアプローチするよう努める。	66	70		
			◎公害防止協定締結事業所(事業所) P86	公害防止協定の締結事業所数	生活環境課	62	62	×	×	締結事業者の増加を図るため、市内に新設される事業所を中心に個別に働きかけるなど、市側から積極的にアプローチするよう努める。	66	70		

■第2次みよし市環境基本計画 取組指標進捗状況調査表

分野：4.安全・安心のまちづくり P82

◎：重複項目のため再掲

(※) 増加させていくもの・・・「進捗値」が【「現状値」+（（「中間目標値」-「現状値」）×4/6）】以上であれば「○」

(※) 減少させていくもの・・・「進捗値」が【現状値-（（「現状値」-「中間目標値」）×4/6）】以下であれば「○」

(※) 維持していくもの・・・「進捗値」が現状値と同値であれば「○」

施策	主な取組	取組内容及び概要	現状設定している取組指標	指標の定義	担当課	現状値 (R1年度末)	進捗値 (R5年度末)	判定(※) (自動計算)	調査担当課 による判断	定量的に判定できるものは「×」の理由と今後の予定、定量的な判定によらないものは調査担当課による判定の理由と今後の予定	中間目標値 (R7年度)	目標値 (R12年度)	関連計画	備考	
② 良 好 な 生 活 環 境  P 8 7	P推人4 8進に・ 7や② さ・ し1 い 施 設 整 備 の	① ・バリアフリー化の促進 駅や市役所などの公共公益施設のバ リアフリー化を促進し、市民が快適 で安全に利用できる人にやさしい施 設整備を推進します。 P87	取組指標なし (計画見直し時に指標検討)												
		② ・道路整備の促進 歩道や自転車専用道を確保するな ど、人にやさしい道路整備を促進し ます。 P87	◎歩道等設置道路整備率(%) P88	歩道付き道路の整備率(整備済延長 /計画延長)	道路河川課	91	94.0	○	○		93	94			
			◎自転車・歩行者専用道路整備率 (%) P88	自転車・歩行者専用道路の整備率 (整備済延長/計画延長)	道路河川課	83	89.0	○	○		89	89			
	P美4 8し・ 8い② 都・ 市2 景 観 の 形 成	① ・地域の特性を活かした都市景観の 形成 地域の特性を活かした、緑豊かな快 適に暮らすことのできる都市景観を 形成します。 P88	景観に配慮した地区数(地区) P88	景観に配慮した地区計画の策定数	都市計画課	8	9	○	○		8	9			
		② ・自然を感じることで都市景 観の形成 水と緑による連続性を確保した自然 を感じることで都市景観を形成 します。 P88	取組指標なし (計画見直し時に指標検討)												
		③ ・環境美化に関する取り組みの推進 不法投棄やポイ捨てのないまちを 実現するために各地域が主体となつた 環境美化の取り組みを推進します。 P88	取組指標なし (計画見直し時に指標検討)												
	Pリ歴4 8の史・ 8拠点② 文・ づ化3 く資 り源 に よ る ま ち づ く	① ・歴史・文化資源の保全 地域に残り、地域住民に親まれて いる神社仏閣や遺跡を適切に保全 し、地域のまちづくりの拠点として 活用します。 P88	取組指標なし (計画見直し時に指標検討)												
		② ・歴史・文化資源の活用 市民・事業者・市との協働による神 社仏閣や遺跡等の歴史資源を活用し たまちづくりを推進します。 P88	◎歴史民俗資料館利用状況(人) P88	歴史民俗資料館の年間入館者数	歴史民俗資料館	2,676	3,444	○	○		3,144	4,481	みよし市教育振 興基本計画「み よし市教育プラ ン」		
			◎石川家住宅利用状況(人) P88	石川家住宅の年間入館者数	歴史民俗資料館	4,523	5,800	○	○		5,030	5,761	みよし市教育振 興基本計画「み よし市教育プラ ン」		

■第2次みよし市環境基本計画 取組指標進捗状況調査表

分野：4.安全・安心のまちづくり P82

◎：重複項目のため再掲

(※) 増加させていくもの・・・「進捗値」が【「現状値」+（（「中間目標値」-「現状値」）×4/6）】以上であれば「○」

(※) 減少させていくもの・・・「進捗値」が【現状値-（（「現状値」-「中間目標値」）×4/6）】以下であれば「○」

(※) 維持していくもの・・・「進捗値」が現状値と同値であれば「○」

施策	主な取組	取組内容及び概要	現状設定している取組指標	指標の定義	担当課	現状値 (R1年度末)	進捗値 (R5年度末)	判定(※) (自動計算)	調査担当課 による判断	定量的に判定できるものは「×」の理由と今後の予定、定量的な判定によらないものは調査担当課による判定の理由と今後の予定	中間目標値 (R7年度)	目標値 (R12年度)	関連計画	備考
③ 災害に強いまちづくり P90	P 回 4 9 避 候 . 0 変 ③ 動 . や 1 自然災害による環境影響の低減・	① ・気候変動適応策の推進 地球温暖化による気候変動や温暖化が原因で発生する自然災害の被害を最小限に抑えるための適応という考え方の認知度を高めるため、市民・事業者および行政機関関係者への周知や普及啓発を行います。	防災リーダーの登録者（人） P90	リーダー登録者数	防災安全課	107	98	×	○	令和5(2023)年度は、能登半島地震の影響により養成講座開催ができなかったが、本年度は通常どおり開催する予定のため、登録者の増加に努める。	135	160	地域防災計画 (数値目標等は載っていない)	
			防災情報メール登録者（人） P90	防災情報メール登録者数	防災安全課	3,563	3,232	×	×	本年度から市の公式LINEが導入され、そこでも防災情報が流されていることから新規登録者数の大きな増加は見込まれないが、今後も啓発内容等を検討し、登録者の増加に努める。	3,850	4,100	地域防災計画 (数値目標等は載っていない)	
		② ・自然の機能を生かす取り組みの推進 森林や農地、河川は災害被害を防ぐ機能を持っています。これらの機能を発揮できる自然を守り育てます。 P90	準用河川の改修済延長（累計） P90	道路河川課	5,585	5,768	×	○	R2(2020)～5(2023)年度は橋梁整備の延長が短かったため。進捗値は低い数値となっていますが、中間目標値に向け、計画どおりに事業は進行しています。	5,925	6,205			
		③ ・災害廃棄物処理の体制整備 大規模災害の発生に備えるため、災害廃棄物処理計画に従って、事業者等と連携した災害廃棄物処理体制や広域連携体制を構築します。 P90	取組指標なし (計画見直し時に指標検討)											

■第2次みよし市環境基本計画 取組指標進捗状況調査表

分野：5.協働による環境行動のまちづくり P92

◎：重複項目のため再掲

(※) 増加させていくもの・・・「進捗値」が【「現状値」+（（「中間目標値」-「現状値」）×4/6）】以上であれば「○」

(※) 減少させていくもの・・・「進捗値」が【現状値-（（「現状値」-「中間目標値」）×4/6）】以下であれば「○」

(※) 維持していくもの・・・「進捗値」が現状値と同値であれば「○」

施策	主な取組	取組内容及び概要	現状設定している取組指標	指標の定義	担当課	現状値 (R1年度末)	進捗値 (R5年度末)	判定(※) (自動計算)	調査担当課 による判断	定量的に判定できるものは「×」の理由と今後の予定、定量的な判定によらないものは調査担当課による判定の理由と今後の予定	中間目標値 (R7年度)	目標値 (R12年度)	関連計画	備考	
		数値目標	環境問題に各主体が協働で取り組むべきと感じる市民の割合(%) P93	行政評価市民アンケートで市民が参画し、ともに支え合う協働のまちづくりが「重要・やや重要」と回答した市民の割合	生活環境課	47.2	47.6	×	×	行政評価市民アンケートにおいて、環境に関する項目の重要度は高いが、協働のまちづくりの重要度が最も低い値となっており、協働によるまちづくりを重要とする認識がかなり薄れていると考える。今後は、協働によるまちづくりの重要性を感じていただけるような、市民と協働した事業の充実を図る。	60.0	70.0			
① 環境学習の推進 P94	P充学5 9実校・ 4教① 育・1 生涯学 習の	① ・子どもの自然体験学習の推進 子どもが学校教育を通じて自然とふれあえる体験学習などを推進します。 P94	環境教育の開催数(回) P95	市内の保育園・小中学校の環境教育の開催数	生活環境課	11	24	○	○	引き続き子どもが学校教育を通じて自然とふれあえる環境教育を進めていく。	15	20			
			② ・生涯学習における環境学習の推進 環境について幅広く学ぶことできる生涯学習を推進します。 P94	生涯学習講座の開催数(回) P95	みよし悠学カレッジにおける環境学習に関する講座の開催数	生涯学習推進課	7	7	×	○	今後は、令和7年度(中間目標)に向けて【生活創造】のガーデニング講座を中心に、環境学習に関する講座の充実を図っていく予定。	10	15	みよし市教育振興基本計画「みよし市教育プラン」 生涯学習推進基本計画改訂版	※計画には具体的な目標値の記載なし
	P環5 9境・ 4保① 全・ 行2 動の 推 進	① ・総合的環境教育・学習プログラム構築 総合的な環境教育や環境学習のあり方についての調査・研究を進め、学習プログラムの構築を目指します。 P94	取組指標なし (計画見直し時に指標検討)												
			② ・総合的環境教育・学習プログラム推進体制の構築 総合的な環境教育や環境学習の推進を図っていくための体制を構築します。 P94	取組指標なし (計画見直し時に指標検討)											
② 環境保全行動の推進 P96	P境協5 9保働・ 6全に② のよ・ 推る1 進環	① ・協働ネットワークによる環境保全 市民、市民団体、事業者、教育機関、市などが、環境保全に対する意識を高め、保全活動に取り組めます。 P96	◎環境団体数(団体) P97	環境美化活動や資源ごみ回収を行う団体数	生活環境課	104	116	○	○	引き続き啓発活動を実施し、活動団体数を増やしていく。	115	125			
			環境分野の公益活動団体数(団体) P97	公益活動団体の中で環境保全に取り組んでいる団体数	生活環境課	6	9	○	○	環境保全に取り組む団体に対し、協働担当とともに個別に働きかけるなど今後も増加に努める。	8	10			
	P発環5 9進境・ 6情② 報・ 2 収 集・	① ・環境情報の収集・活用 環境に関する最新情報や研究成果などを収集・活用します。 P96	取組指標なし (計画見直し時に指標検討)												
② ・環境情報の共有 広報誌やホームページを活用して、環境に関する情報を各主体が共有化します。 P96			取組指標なし (計画見直し時に指標検討)												
	P動広5 9の域・ 6推的② 進な・ 環3 境保 全活	① ・広域ネットワークによる自然環境体験学習 市外の人々と交流し、自然環境を学び、体験する機会や活動を推進します。 P96	取組指標なし (計画見直し時に指標検討)												